

令和3年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



# 令和3年5月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和3年5月28日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件 議案第10号 令和3年6月定例会の議案について…………… 1</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について…………… 1</li> <li>・市立学校園の校園長の人事に係る教育長による臨時代理について…………… 2</li> <li>・令和4年度使用教科用図書に関する資料の作成について…………… 3</li> <li>・市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況について…当日配布</li> <li>・新潟市教科用図書審議委員の委嘱について……………当日配布</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <p>6月定例会 令和 3年 6月29日（火）午後3時30分</p> <p>7月定例会 令和 3年 7月30日（金）午後3時30分</p> <p>8月定例会 令和 3年 8月27日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



議案第10号

令和3年6月議会定例会の議案について

令和3年6月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和3年5月28日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

(1) 令和3年度新潟市一般会計補正予算について

【施設課】

1 学校設備機器更新事業

(1) 事業概要

葛塚中学校の管理諸室及び特別教室系統の空調設備が設置後17年を経過し、老朽化したため更新を行うもの。

[工事内容]

既設のGHP（ガスヒートポンプエアコン）機器の更新。既設配管は再利用とする。

○GHP－1系統

コミュニティ・ボランティア事務室，保健室，和風研修室（相談室），音楽室，美術室，調理室，放送室

○GHP－2系統

メディアセンター（図書室・コンピュータ室一体の部屋）

○GHP－3系統

職員室，校長室，会議室，視聴覚室，用務員室

(2) 一般会計予算補正額

<b>歳出の部</b>	<b>80,000千円</b>
設計委託料	3,000千円
工事費	77,000千円
<b>歳入の部</b>	<b>80,000千円</b>
緊急防災・減災事業債	

(3) スケジュール

- R3. 7月～ 実施設計発注
- R3. 11月       "   納品
- R4. 1月       工事発注
- R4. 2月～ 施工開始
- R4. 6月       竣工



## 令和3年6月議会定例会 補正予算(案)事業概要

部・区名	子ども未来部	課名	子ども政策課	
事業名	ひまわりクラブ運営費			
金額 (千円)	歳出	45,900	財源内訳	国費30,600(臨時交付金15,300) 県費15,300
事業概要	<p>児童の密集を避けるため、コンピューター教室や体育館を活用して分散運営を行うクラブにおいて、支援員を増員します。</p> <p>令和3年度のひまわりクラブの登録児童数は昨年度比で増加しています。                  新型コロナウイルス感染拡大防止対応も併せ、狭あい化クラブを優先的に小学校のコンピューター教室や体育館等を活用して分散運営を行うために必要な追加人件費を補正します。                  ※狭あい化クラブ・・・1人当たりおおむね1.65㎡(出席率)を満たしていないクラブ</p> <p>対象校は、18校程度を見込んでいます。</p>			

# 報 告



## 令和2年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要

学校人事課

### 1 調査対象者

新潟市立小学校，中学校，特別支援学校，高等学校，中等教育学校の児童生徒，保護者及び教職員全員

### 2 調査期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

### 3 事実関係の把握と判断

「体罰等を受けた」「体罰等を見た」「体罰等を行った」と記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案については、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い、事実関係を把握した上で判断をした。

なお、体罰等とは、「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」をいう。

### 4 調査結果の概要

校種		小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		中等教育学校		計	
教育委員会への報告数		9	(5)	6	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	15	(8)
内 訳	①体罰の数	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(3)
	②不適切な言動及びいじめへの加担等の数	1	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(1)
	③体罰ではないが適切さに欠ける指導の数	2	(1)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(1)
	④不適切な言動及びいじめへの加担等ではないが適切さに欠ける対応の数	6	(2)	3	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	9	(3)

※（ ）内の数字は、令和元年度調査結果。

### 5 教育委員会に報告された事案への対応について

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当たると判断した事案（上記4の①②）については、教育委員会が当該職員に対して処分を行った（2件とも訓戒処分）。

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当たらないと判断した13件（上記4の③④）については、指導や対応に適切さを欠いているため、教育委員会や管理職が当該職員へ指導を行った。

### 6 体罰等の防止に向けた今後の取組について

体罰等の未然防止に向けて研修資料を活用し、教職員に対する研修の充実を図ることで、体罰等を許さない、見逃さないという教職員の当事者意識の向上を図る。

体罰等の件数が増えたことを受け、体罰等に関する事例を追加するなどして、研修資料の内容を充実させ、体罰が起きた背景や要因を考えたり、体罰等の未然防止に向けた具体的な方策を検討したりする場をつくるよう各校園に働きかける。

## 市立学校園の校園長の人事に係る教育長による臨時代理について

市立学校園の校園長の人事について、緊急を要するため教育長が臨時に代理しましたので、報告します。

### 1 新潟市立学校管理職の異動

#### (1) 中学校長

種別	現職（学校名）	氏名	性別	年齢	備考
辞職	岡方中学校	渡邊 勝	男	57	5/3 死亡退職
採用	新潟市教育委員会 学校支援課	小泉 浩彰	男	57	指導主事

#### (2) 発令年月日

令和3年5月18日

### 2 その他

新潟市立学校管理運営に関する規則第23条第2項の規定により、令和3年5月6日から同月17日までの間、教頭が校長の職務を行った。

#### 【参考】

新潟市立学校管理運営に関する規則

（教頭）

第23条 〔略〕

- 2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。

令和3年6月4日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和4年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 諮問事項

令和4年度使用教科用図書に関する資料の作成について

### 2 諮問理由

令和4年度使用教科書の採択について、市立中学校、中等教育学校前期課程の社会科歴史分野の採択、及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択での適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

#### 採択基準について

下記ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア 中学校、中等教育学校前期課程において令和4年度に使用する社会科歴史分野の教科用図書については、「小中学校用教科書目録（令和4年度）」に記載されている教科用図書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市の学校教育の重点を明確にとらえること。
- ③ 県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ 特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

## 新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

### (設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

### (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

### (研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。





令和3年5月28日  
5月定例会 追加資料  
保健給食課

### 市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況(令和3年4月以降)

